

八潮市特別職報酬等審議会傍聴要領

〔平成25年5月23日〕
市長 決 裁

1 趣旨

この要領は、八潮市附属機関の会議の公開に関する規則第4条に基づき、八潮市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 開催の周知

開催の周知方法は、八潮市附属機関の運営及び委員の委嘱に関する基本方針によるものとする。

3 傍聴の申込み等

- (1) 傍聴しようとする者は、傍聴受付簿へ記載しなければならない。
- (2) 傍聴受付簿に記載した者（以下「傍聴人」という。）は、受付日に限り傍聴をすることができる。

4 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、10人とし、受付順とする。

5 傍聴人の入場制限

傍聴人が定員に達したときは、入場することができない。ただし、会長の許可を経た場合は、この限りでない。

6 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、審議会の内容について意見、要望、質問等、又は、可否の表明を行うことはできない。
- (2) 傍聴人は、審議会の秩序を乱し、審議会の妨害となるような行為を行ってはならない。
- (3) 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
- (4) 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。
- (5) 傍聴人に上記の行為があったときは、会長が制止し、その指示に従わないときは退場させることができる。

7 その他

その他必要な事項は、別に定める。

八潮市特別職報酬等審議会 傍聴に当たっての注意事項

八潮市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に当たっては、次のことを遵守してください。

- 1 傍聴人は、審議会の内容について、意見、要望、質問等、又は可否の表明を行うことはできません。
- 2 傍聴人は、審議会の秩序を乱し、審議会の妨害となるような行為を行わないでください。
- 3 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行わないでください。
- 4 委員の発言に対して、個人を誹謗、中傷するような行為を行わないでください。
- 5 審議会開始後の入室・退室等は静かに行ってください。
- 6 傍聴人は、すべて係員の指示に従ってください。
- 7 傍聴人が会長、係員等の指示に従わないときは、退場していただく場合があります。

審議会の円滑な進行にご協力をお願いします。